（単位：千円）

平成37年度（第17年度）			平成38年度（第18年度）			平成39年度（第19年度）			平成40年度（第20年度）			平成41年度（第21年度）		
歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)　一般会計等の実質収支：変更前に同じ
2　連結実質収支：変更前に同じ
3　実質公債費比率：変更前に同じ
4　将来負担比率：変更前に同じ
第6　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：変更前に同じ
第8　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十八年財務省・農林水産省・経済産業省告示第十三号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十八年十一月八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　平成二十八年熊本地震による災害に関する事案（第九条―第十三条）
第四章　災害等に係る事案（第十四条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）

第一章　対象事案及び実施期間（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する平成二十八年熊本地震による災害に関する特別相談窓口に係る事案（以下「平成二十八年熊本地震による災害に関する事案」という。）